(2)　環境基準一覧

１　大気質

表(2)-1-1　大気汚染に係る環境基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 環　　境　　基　　準 |
| 二酸化窒素 | １時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | １時間値の1日平均値が0.10mg／ｍ３以下であり、かつ、1時間値が0.20　mg／ｍ３以下であること。 |
| 光化学  オキシダント | １時間値が0.06ppm以下であること。 |
| [参考]  非メタン炭化水素 | 〔指針値〕  午前６時から９時までの３時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。 |

　【評価方法】

1. 短期的評価（二酸化窒素以外）

連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。

1. 長期的評価
2. 二酸化窒素

年間における二酸化窒素の１日平均値のうち、低い方から98％に相当するもの（１日

平均値の年間98％値）を環境基準と比較して評価を行う。

1. 浮遊粒子状物質

年間における１日平均値のうち、高い方から２％の範囲内にあるものを除外して評価を

行う。

ただし、１日平均値について環境基準を超える日が２日以上連続した場合には、この

ような取り扱いをせず、環境基準を達成しなかったものとする。

２　水質（海域）

|  |  |
| --- | --- |
| 生活環境の保全に関する  項目（全窒素、全燐以外）に係る環境基準における  水域類型指定 | |
| 水　　　域 | 該当類型 |
| 大阪湾 (1)  　大阪湾 (2)  　大阪湾 (3)  　大阪湾 (4)  　大阪湾 (5) | Ｃ  　 Ｂ  　 Ａ  　 Ａ  　 Ａ  　 Ｃ  　 Ｃ  　 Ｃ |
|
|
|
|
| 水域類型指定日 | |
| 昭和46年12月28日 | |

|  |
| --- |
| 凡　例 |
| ○　内部水面海域調査点（3点）  ◆　大阪湾常時監視点（大阪府測定）  　生活環境項目に係る類型区分線（Ａ・Ｂ・Ｃの区分）  神崎川  淀川  大和川  尾崎港  Ｎ１  Ｎ2  Ｎ3  A-3  A-6  A-7  A-10  淡輪港  深日港  大 阪 湾  　　全窒素及び全りんに係る類型区分線（Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの区分） |

|  |  |
| --- | --- |
| 全窒素、全燐に係る環境基準における  水域類型指定 | |
| 水　　　域 | 該当類型 |
| 大阪湾（イ)  　大阪湾（ロ)  　大阪湾（ハ) | Ⅳ  　 Ⅲ  　 Ⅱ |
| 水域類型指定日 | |
| 平成７年２月28日 | |

図(2)-1-1　空港周辺海域における水域類型

表(2)-2-1 生活環境の保全に関する環境基準 (海域、ＣＯＤ等)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  類型 | 利用目的の  適応性 |  | | | | |  |
|  | | |  | |
| 水素イオン濃度  （ｐＨ） | 化学的酸素要求量  （ＣＯＤ） | 溶存酸素量  （ＤＯ） | 大腸菌数 | ノルマルヘキサン抽出物質  （油分等） |
| Ａ | 水産１級  水浴  自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの | 7.8以上  8.3以下 | 2mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/  100ｍL以下 | 検出されないこと |
| Ｂ | 水産２級  工業用水  及びＣの欄に掲げるもの | 7.8以上  8.3以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以上 |  | 検出されないこと |
| Ｃ | 環境保全 | 7.0以上  8.3以下 | 8mg/L以下 | 2mg/L以上 |  |  |

注）　　　部分は、該当する基準値

　　　 表(2)-2-2 生活環境の保全に関する環境基準 (海域、全窒素・全燐)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  類型 |  |  | |  |
|  |  |
|  |  |
| Ⅰ | に掲げるもの  （水産２種及び３種を除く） | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| Ⅱ | 水産１種  水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの  （水産２種及び３種を除く） | 0.3mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| Ⅲ | 水産２種及びⅣの欄に掲げるもの  （水産３種を除く） | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| Ⅳ | 水産３種  工業用水  生物生息環境保全 | 1mg/L以下 | 0.09mg/L以下 |
| 備考：基準値は、年間平均値とする。 | | | |

　　　注）　　　部分は、該当する基準値

３　航空機騒音

表(2)-3　航空機騒音に係る環境基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域の  類　型 | 基　準　値 | 対　　　象　　　地　　　域 |
| Ⅰ | 57デシベル  以下 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。  (1)　関西国際空港及び八尾空港の敷地  (2)　国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域 |
| Ⅱ | 62デシベル  以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。 |

注 1.環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

1. 測定は、原則として連続７日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(*Ｌ*ＡＥ)を計測する。

なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格Ｚ 8731に従うものとする。

1. 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
2. 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
3. 評価は算式アにより１日(午前０時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(*Ｌ*ｄｅｎ)を算出し、全測定日の*Ｌ*ｄｅｎについて、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

＜算式ア＞

(注)*ｉ*、*ｊ*及び*ｋ*とは、各時間帯で観測標本の*ｉ*番目、*ｊ*番目及び*ｋ*番目をいい、*Ｌ*ＡＥ，ｄ*ｉ*とは、午前７時から午後７時までの時間帯における*ｉ*番目の*Ｌ*ＡＥを、*Ｌ*ＡＥ，ｅ*ｊ*とは、午後７時から午後10時までの時間帯における*ｊ*番目の*Ｌ*ＡＥを、*Ｌ*ＡＥ，ｎ*ｋ*とは、午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における*ｋ*番目の*Ｌ*ＡＥをいう。また、*Ｔ*０とは、規準化時間（１秒）をいい、*Ｔ*とは、観測１日の時間（86,400秒）をいう。

＜算式イ＞

(注) Ｎとは、測定日数をいい、*Ｌ*ｄｅｎ，*ｉ*とは、測定日のうち*ｉ*日目の測定日の*Ｌ*ｄｅｎをいう。

1. 測定は、計量法（平成４年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は遅い動特性（ＳＬＯＷ）を用いることとする。

（参考）平成24年度まで適用されていた航空機騒音に係る環境基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域の  類　型 | 基　　準　　値 | 対　　　象　　　地　　　域 |
| Ⅰ | 70WECPNL以下 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。  (1)　関西国際空港及び八尾空港の敷地  (2)　国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域 |
| Ⅱ | 75WECPNL以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。 |

注　1.測定は、原則として連続７日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。

2.測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

3.測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

4.評価は(1)のピークレベル及び機数から次の計算式により１日ごとの値（単位　ＷＥＣＰＮＬ）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

計算式　　ｄＢ（Ａ）＋10×ｌｏｇ１０Ｎ－２７

　　　ｄＢ（Ａ）とは、１日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Ｎとは、午前０時から午前７時までの間の航空機の機数をＮ１、午前７時から午後７時までの間の航空機の機数をＮ２、午後７時から午後10時までの航空機の機数をＮ３、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数をＮ４とした場合における次により算出した値をいう。

Ｎ＝Ｎ２＋３×Ｎ３＋10×（Ｎ１＋Ｎ４）

5.測定は、計量法（平成４年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は遅い動特性（ＳＬＯＷ）を用いることとする。